

(1) 景観重要建造物の指定方針

景観法に基づく制度で、良好な景観形成において重要な建造物を「景観重要建造物」として指定することで、その保全・管理又は活用のために必要な措置を講じることができるしくみです。本計画では、既往の文化財保護関連の法令等に基づく制度で担保されていない建造物で、景観上とくに重要なものに対して指定する方針です。

(2) 景観重要樹木の指定方針

景観法に基づく制度で、良好な景観形成において重要な樹木を「景観重要樹木」として指定することで、その保全・管理又は活用のために必要な措置を講じることができるしくみです。本計画では、既往の文化財保護関連の法令等に基づく制度や長和町自然環境保全条例に基づく保存樹木の制度で担保されていない樹木で、景観上とくに重要なものに対して指定する方針です。

(3) 景観重要眺望点の指定方針

長和町に多数あるピュースポットのうち、眺望景観保全区域以外で、とくに良好な眺望を望む場を「景観重要眺望点」として指定できる長和町独自の制度で、指定された場合は、その視点場の積極的な保全・整備を図るとともに、視対象となる場で一定規模以上の行為を行う場合は、その届出手続きの際に、景観に及ぼす影響を確認するためのシミュレーション図の提出を義務づけるなどの措置を講じる予定です。

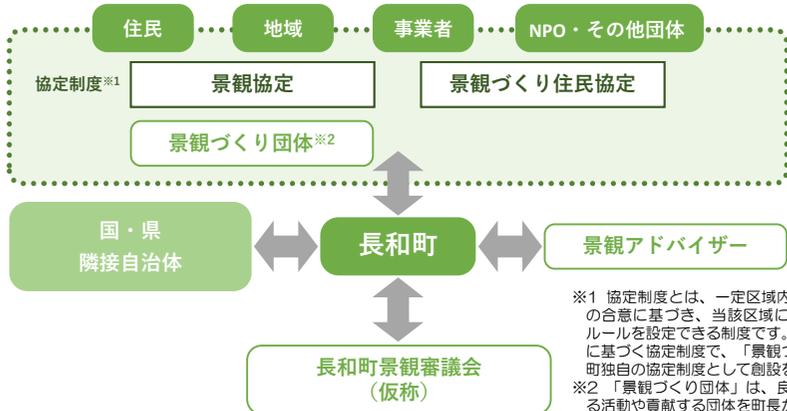
なお現在、長野県により町内4か所*に指定されている「眺望点」は、本計画の運用開始と同時に、「景観重要眺望点」に指定する方針です。

※町内の県指定の「眺望点」：①やすらぎの湯裏山展望台、②長窪城跡、③長和町役場、④湯遊パーク総合グラウンド

7. 計画の運用と推進体制

本計画に基づく景観づくりの取組は、関連する計画・制度との連携を図りながら、各主体による取組動向も随時把握して、毎年度又は適期に評価・検証を行い、その効果や進捗を踏まえて、継続的な改善を図ります。

また下図のように、審議会やアドバイザーなど景観に対して専門的な見地から審議や助言等のできる体制を整えとともに、協定制度など地域・住民による主体的な景観づくりの取組を支援できる制度も活用・構築して、関係機関や隣接自治体とも連携を図りながら、計画の適正な運用と主体的な景観づくりの推進を図ります。



※1 協定制度とは、一定区域内の土地所有者や地権者の合意に基づき、当該区域においてよりきめ細かなルールを設定できる制度です。「景観協定」は景観法に基づく協定制度で、「景観づくり住民協定」は長和町独自の協定制度として創設を予定しています。

※2 「景観づくり団体」は、良好な景観づくりに資する活動や貢献する団体を町長が認定することで必要な支援を行える制度で、長和町独自の制度として創設を予定しています。

長和町景観計画の素案に対して、皆さまのご意見をお寄せください！

長和町では下記の日程で、長和町景観計画の素案に対するパブリックコメント（意見募集）の実施を予定しています。実施期間中は、長和町景観計画（素案）の本編が町のホームページに掲載されるとともに、長和町役場で閲覧できるようになります。所定の様式・方法にて、計画内容に対するご意見をお寄せください。なお、この周知資料に関するご意見・ご質問等がございましたら、下記お問い合わせ先まで随時ご連絡ください。

パブリックコメント(意見募集)実施期間 令和5年11月20日(月)～12月10日(日)

<お問い合わせ先> 〒386-0603 長野県小県郡長和町古町4247-1

長和町役場 町民福祉課 地球温暖化対策・景観担当係
TEL : 0268-75-2081 (直通) FAX : 0268-68-4011
E-mail : kankyo@town.nagawa.nagano.jp



発行：長和町景観計画策定委員会
長和町役場 町民福祉課 地球温暖化対策・景観担当係

長和町景観計画の素案がまとまりました！

令和4年8月に策定委員会を立ち上げ、アンケートやワークショップなどを通じて幅広く町民の皆さんの声の反映を図りながら検討を進めてきた『長和町景観計画』の素案がまとまりました。本計画は、長和町の森林や農地、集落や別荘地、中山道の宿場の町並みなど、悠久の歴史のなかで、豊かな自然環境と人々の暮らしや生業を通じて育まれてきた良好な景観を守り、未来に向けてより良い景観をつくり出していくために策定するものです。

1. 計画目標

本計画は、長和町長期総合計画に掲げられた町の将来像「森のささやき 清らかな流れ 悠久の歴史 明日へ輝く 美しい郷」を景観づくりの目標像とし、行政、住民、事業者など町に関わるすべての人が、良好な景観づくりに主体的に取り組むことにより、単に見た目の良さだけでなく、移住定住の促進や脱炭素社会の実現に向けた取組との両立を図りながら、今後の町の発展の推進力（エンジン）にしていくことを目指しています。

2. 計画対象範囲と計画期間

計画対象範囲は長和町全域とし、町の景観特性を踏まえ、町内を4つのエリアに区分するとともに、とくに良好な遠方の山並みの眺望を望む国道152号と向142号の一部区間を「眺望景観保全区域」とし、各エリア・区域で良好な景観づくりの方針や基準を定めることにより、きめ細かな計画にしました。

計画期間は令和6年度から令和15年度までの10年間とし、定期的な見直しを行ってまいります。

3. 景観づくりの方針

各エリア・区域における良好な景観づくりの方針は、それぞれ以下のように定めました。

◆ 宿場町エリア
江戸時代に中山道の宿場として栄えた長久保宿と和田宿で、歴史的な町並みを形成している範囲

方針 宿場町の歴史的な風情のある町並みを守り・活かせる景観づくり

◆ 幹線沿道エリア
長和町の主要な幹線道路である国道152号の長和町・上田市境から大和橋交差点までの区間と、国道254号の依田窪病院入口交差点から依田窪病院裏までの区間の各道路の中心線から両側200mの範囲

方針 沿道のにぎわいと生活の豊かさを味わえる景観づくり

◆ 田園・里山エリア
国土利用計画法に基づく農業地域から宿場町エリア、幹線沿道エリア、別荘地及び牧場を除いた範囲

方針 周辺の山並みや周囲の農地と調和したのどかな暮らしを守り、四季折々に心やすらぐ景観づくり

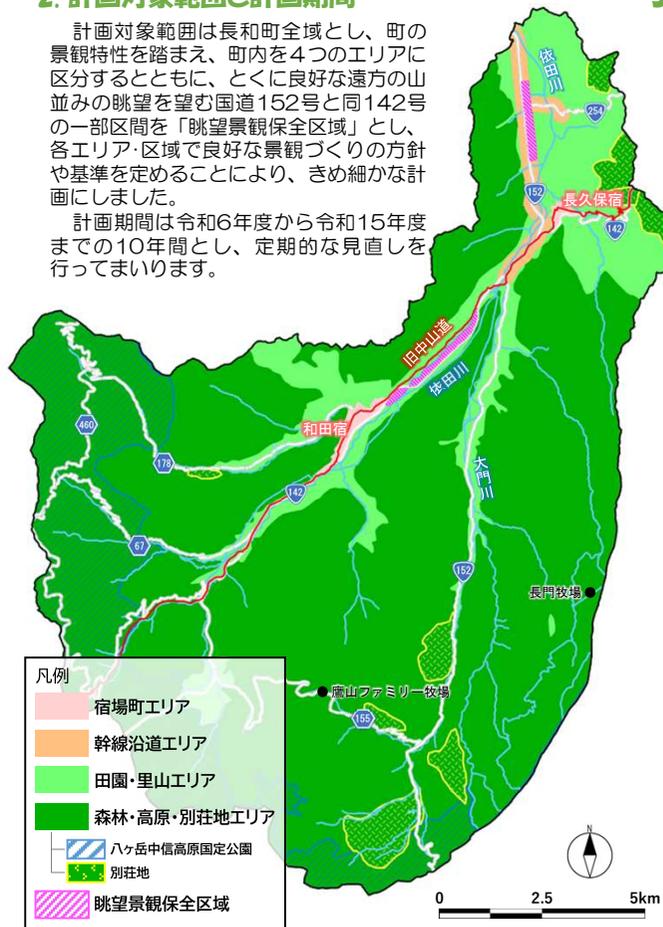
◆ 森林・高原・別荘地エリア
国土利用計画法に基づく森林地域、別荘地（8か所）及び牧場（2か所）で構成する範囲

方針 森の美しさ・静けさ、自然の豊かさ・雄大さを感じられる景観づくり

◆ 眺望景観保全区域
国道152号、向142号の各道路の軸線上にそれぞれ蓼科山、浅間連山の山容を望む一部区間・沿道

方針 とくに良好な遠方の山並みの眺望を守り・育てる景観づくり

上記エリア・区域の一部の設定詳細は次ページ参照



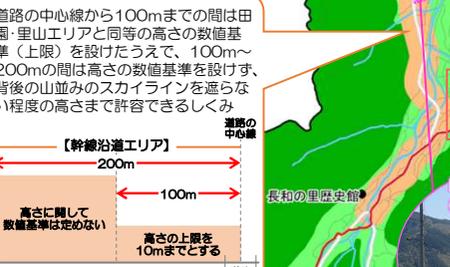
凡例

	宿場町エリア
	幹線沿道エリア
	田園・里山エリア
	森林・高原・別荘地エリア
	ハヶ岳中高原国定公園
	別荘地
	眺望景観保全区域

<補足> エリア・区域の設定に関する補足

幹線沿道エリア

長和町役場をはじめ、道の駅や病院、事業所などが点在している幹線道路の一部区間の中心線から両側200mの範囲（眺望景観保全区域を除く）を幹線沿道エリアとし、道路からの100m以上の壁面後退を条件に、工場や商業施設など比較的高層の建築物も許容できる基準設定を行います。



宿場町エリア

江戸時代、中山道沿いに形成された長久保、和田の各宿の範囲を宿場町エリアとし、歴史的な町並みと調和した配置や規模・形態等に誘導を図る基準設定を行います。



眺望景観保全区域

国道152号から蓼科山の眺望を望む区間及び同142号から浅間連山の眺望を望む区間・側の沿道を眺望景観保全区域とし、良好な眺望を阻害する建築物の建築等を抑制を図る基準設定を行います。



眺望景観保全区域に指定した各道路の指定区間からの可視領域

3. 景観づくりの取組方針と各主体の責務

計画目標を実現するためには、いまある良好な景観を守ることだけでなく、よりよい景観を育み、新たな景観を創造的につくり出す視点ももちながら、行政のみならず、地域・住民、事業者等の主体的な取組が必要不可欠です。本計画では、以下3つの取組方針のもとに、各主体における責務を以下のように定めました。

主体	<取組方針1> 長和の景観の魅力をみんなで共有する	<取組方針2> 良好な景観を守るために長和に適したルールをつくる	<取組方針3> 一人ひとりが自分事としてよりよい長和の景観を育む
地域・住民	地域の身近な景観に関心をもち、良好な景観の要素や成り立ち、現状の課題や懸念を知り、学びながらふるさとの景観に対する誇りと愛着の醸成に努めます。	良好な景観を守るために定めたルールに対する理解を深めるとともに、良好な景観を育むさまざまなしくみを活用して、よりよい景観づくりに努めます。	自らの住まいや暮らしが景観に及ぼす影響を常に考えながら、景観との調和やよりよい景観づくりに資する主体的な取組に努めます。
事業者等	地域・住民が大切にしている良好な景観を認識するとともに、事業者も自らその景観の価値を活かし、町内外に対してその魅力の発信に努めます。	良好な景観を守るために定められたルールを遵守するとともに、行政と協力して、よりよい景観を育む地域・住民の取組に配慮した事業展開に努めます。	自らの事業と景観の関係や景観に及ぼす影響を常に考えながら、景観との調和に努めるとともに、よりよい景観づくりの取組への積極的な参加・協力を努めます。
行政	地域・住民や事業者、さらには来訪者らが長和の景観の魅力を互いに共有し、その保全・育成の意識を高める機会の創出に努めます。	良好な景観を守るために定めたルールが遵守されるよう、適正な手続き運用に努めるとともに、よりよい景観を育む地域・住民の取組の支援に努めます。	よりよい景観づくりに向けて、行政自らの取組はもとより、地域・住民や事業者等の主体的・積極的な取組に対する支援の強化・充実に努めます。

4. 届出対象行為

本計画は景観法に基づく長和町景観条例（仮称）のもと、来年7月から運用を開始する予定で、以降は下表に示す行為の際、その行為着手の30日前までに届出が義務づけられ、景観形成基準への適合確認を行うこととなります。なお、眺望景観保全区域は重点地域として、一般地域よりも規模の小さな行為から届出対象となります。

行為の種類	一般地域				重点地域	
	宿場町エリア	幹線沿道エリア	田園・里山エリア	森林・高原・別荘地エリア	眺望景観保全区域	
建築物	新築、増築、移転、改築	高さが10mを超えるもの又は建築面積が30㎡を超えるもの				すべての建築物
	外観の変更（修繕、模様替え、色彩の変更）	変更に係る面積が50㎡（宿場町エリアにおいては25㎡）を超えるもの				変更に係る面積が15㎡を超えるもの
工作物	プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類の新築、増築、移転、改築、外観の変更	高さが10mを超えるもの又は築造面積が30㎡を超えるもの				高さが3mを超えるもの又は築造面積が10㎡を超えるもの
	電気供給施設・通信施設等の建設等	高さが15mを超えるもの				高さが8mを超えるもの
	太陽光等発電施設の建設等	高さが5mを超えるもの又は太陽電池モジュールの築造面積が50㎡を超えるもの				太陽電池モジュールの築造面積10㎡を超えるもの
	上記以外の工作物の建設等	高さが10mを超えるもの				高さが3mを超えるもの
特定外観意匠（公衆の関心を引く形態意匠）のあるもの	面積が10㎡を超えるもの				面積が3㎡を超えるもの	
開発行為、土地の形質変更、土石類の採取等	面積が500㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さが3mかつ長さが30mを超えるもの				面積が300㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの	
屋外における土石、廃棄物、その他物件の集積又は貯蔵	高さが3m又は面積が100㎡を超えるもの					
木竹の伐採	伐採する面積が500㎡を超えるもの					

5. 景観形成基準

エリア・区域ごとに行為の種類に応じて定める景観形成基準の案のうち、建築物、工作物及び野立ての太陽光発電施設の基準の概要（主な特徴）を下表に示します。なお基準の詳細は、裏面に記載のパブリックコメント実施期間中に公開される計画素案の第5章をご覧ください。

項目	宿場町エリア	幹線沿道エリア	田園・里山エリア	森林・高原・別荘地エリア※	眺望景観保全区域	
配置	道路後退	できるだけ壁面線をそろえる	できるだけ後退（5m以上）	できるだけ後退（10m以上※） ※幹線道路に面する場合		
	隣地後退	隣地と協力して適度な空間を確保	隣地からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保			
建築物・工作物	規模	町並みとしての一体性・連続性に配慮した規模	建築物の高さは原則として10m以下※ ※道路から100m以上後退した場合はこの限りでない	建築物の高さは原則として10m以下	原則として周囲の樹木の高さ以下	新たな建築物の建築、工作物の築造、太陽光発電施設の設置等ができるだけ避けることが望ましいが、やむを得ずこれらの行為を行う場合や既存のものを変更する場合は、良好な眺望を極力阻害しない配置・規模とし、その他の項目については田園・里山エリアの基準に準じるものとする
	形態・意匠	宿場町の風情を損ねない形態・意匠	背景の山並みとの調和・単調さや圧迫感を与えない形態・意匠	背景の山並みや周囲の集落・農地・樹林との調和	周囲の山並みや周囲の樹林や草原との調和	
	色彩等	黒・茶・白を基調とし、宿場町の風情を損ねない色調	落ち着いた色を基調とし、大面積の派手な色彩は避ける	周囲の集落・農地・樹林と調和した色調	周囲の樹林や草原と調和した色調	
太陽光発電施設	敷地の緑化	既存の植栽や樹林、地域のランドマークになっている樹木（社寺林、巨木、古木等）等は適正な管理のもとにできるだけ残置するとともに、新たな敷地にはできるだけ植栽を施す				
	配置	中山道沿いへの設置はできるだけ避けることが望ましいが、やむを得ずこれを行う場合は、宿場町の風情を損ねない配慮を施すものとする	できるだけ後退（10m以上）	できるだけ後退		
	規模・形態・意匠		背景の山並みとの調和	周囲の集落・農地・樹林との調和	周囲の樹林や草原との調和	
	色彩等		パネルは黒・濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものを用いる			
敷地の緑化	幹線道路から見える部分はできるだけ緑化する					

※ハヶ岳中信高原国定公園内及び別途景観に関する定めのある別荘地内は当該各基準に準じるものとします。